



子宮頸がん・乳がん検診の
集団検診追加募集をします

女性のがん検診について集団検診の追加募集をします。無料クーポン券の有効期限は1月末となっておりますが、今回の検診で利用することができます。まだ検診を受けていない人は、ぜひ受診しましょう。なお、医療機関でのがん検診は1月末で終了します。胃がん検診は10月末で終了しました。

◎対象

子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上（平成24年3月31日時点）で、昨年度と今年度の検診を受診していない市内在住の女性
※ただし、無料クーポン券対象者は、昨年度受診されていても受診できます。

◎日程（受付時間 8:30～10:30）

2月19日(日)	保健センター
2月25日(土)	小野田保健センター

◎定員（各検診とも先着順）

子宮頸がん検診：各回60人程度
乳がん検診：各回40人程度

◎自己負担金

健康保険の種類	検診の種類
市国民健康保険、 後期高齢者医療制度 加入者	子宮頸がん 500円
	乳がん 500円
その他の 健康保険加入者	子宮頸がん 1,300円
	乳がん 2,100円

◎持参するもの 健康保険証、自己負担金、無料クーポン券（お持ちの人）

◎申込受付開始日

1月24日(火) 8:30～

◎申込方法

申込先の窓口または電話にて申込み

〈問い合わせ・申込先〉健康増進課（保健センター内 ☎71・1814）



消費生活センターからのお知らせ

●消費生活相談事例をご紹介します

＜相談＞

有料サイトを開いて、項目をクリックしたら、突然登録完了画面になり、料金を請求された

携帯ゲームサイトに登録したら、出会い系サイトからメールが届き始めた。届いたメールを興味本位で開いたら、いきなり登録完了画面が表示され、「2日以内に料金4万8千円支払え、それを過ぎると8万円になる」と請求画面が表示されたが、支払わなければならないか。

＜相談者への助言＞

契約が成立していないことを説明し、こちらから相手に連絡しないこと、また頻繁に請求があれば、アドレスを変更するように助言しました。

ワンポイント講座

パソコンや携帯電話でサイトを開き、項目をクリックすると、突然会員登録完了画面とともに料金が請求される相談が増えています。電子消費者契約法では、事業者は契約締結の前に、契約内容等を確認する画面を表示しなければなりません。今回のように、突然登録となる場合は無効であり、料金を支払う必要はありません。慌てて事業所へ連絡をとることは、住所や氏名、電話番号など新たに個人情報を知らせることになるので、絶対に避けてください。

〈問い合わせ先〉消費生活センター（生活安全課内 ☎82・1139）